

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱

制 定 建住政第150号 平成26年6月23日

最近改正 建住政第836号 令和3年7月29日

（目的）

第1条 この要綱は、市内の住宅の省エネルギー性能を向上させる、エコリノベーション等工事を行なう際に要する費用の一部を補助するにあたり必要な事項を定め、健康リスクの軽減に寄与する住宅の普及、民間住宅市場における温暖化対策の誘導、及び子育て世帯等の住宅取得支援を促進することを目的とする。

2 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度に係る補助金の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱及び「省エネ住宅普及促進事業横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度実施要領」（以下「実施要領」という。）の定めるところによる。ただし、規則の適用にあたっては、工事の内容に応じた単価設定により補助金の額を算出することから、規則第24条ただし書に規定する2人以上の事業者からの入札又は見積書の徴収を行う必要がないものとして取り扱うものとする。

（定義）

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一戸建ての住宅 住宅のうち、1つの建築物が1戸の住宅であるものをいう。ただし、兼用住宅の場合は、住宅の用途に供する部分をいう。
- (2) 共同住宅等 共同住宅及び長屋をいう。
- (3) 自治会・町内会館 一定地域において世帯等を構成主体として自主的に組織された団体で、区長に設立の届出をした自治会、町内会及び地区連合町内会であって、これらのうち一つ又は複数が、集会所等の活動の拠点として所有、管理し、及び利用する室をいう。
- (4) 共同住宅の集会所等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）（以下「区分所有法」という。）第4条に基づく共用部分のうち、主としてマンションの集会、行事等で使用する室をいう。
- (5) 賃貸住宅 専ら賃料収入を得ることを目的として、所有する物件をいう。
- (6) 区分所有者 「区分所有法」第2条第2項の規定に基づく「区分所有者」をいう。
- (7) 賃貸住宅管理者 賃貸住宅の管理を任された者又は賃借人でエコリノベーション等工事について所有者の同意を得ている者をいう。
- (8) エコリノベーション等工事 住宅の断熱性の確保に繋がる断熱改修や省エネルギー性能を向上させる設備改修等、省エネかつ健康な住まいに繋がる工事で市長が別に定めるものをいう。
- (9) 日常生活空間 日常の起居に使用する居室、浴室、便所及びこれらを結ぶ廊下等の空間をいう。

（補助対象）

第3条 補助対象は、横浜市内に存する住宅（一戸建ての住宅にあつては棟単位とし、共同住宅等にあつては住戸単位とする。）、自治会・町内会館及び共同住宅の集会所等（以下「住宅等」という。）における、次の各号のいずれかに掲げる工事の実施を伴うエコリノベーション等工事とする。

- (1) 住宅（賃貸住宅を含む。）の開口部及び浴室の断熱改修工事
 - (2) 賃貸住宅の開口部の断熱改修工事
 - (3) 自治会・町内会館の開口部の断熱改修工事
 - (4) 共同住宅の集会所等の開口部の断熱改修工事
- 2 前項第1号及び第2号の住宅等は、耐震性能を確保した建築物（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの又は平成18年国土交通省告示第185号に準ずる耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（エコリノベーション等工事の完了までに、耐震改修が施工完了するものを含む。））でなければならない。
- 3 第1項第3号及び第4号の住宅等は、耐震性能について調査又は検証を行い、安全性について一定程度確認されているもの（エコリノベーション等工事の完了までに、調査又は検証が行われ、安全性について一定程度の確認が完了するものを含む。）でなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする（ただし、本事業に基づく当該補助対象部分において横浜市自治会・町内会館整備費補助事業その他市の補助を受けようとする者を除く。）。

- (1) 第3条第1項第1号においては、住宅の所有者、区分所有者及び賃貸住宅管理者
- (2) 第3条第1項第2号においては、住宅の所有者、区分所有者及び賃貸住宅管理者
- (3) 第3条第1項第3号においては、自治会・町内会館を管理する自治会、町内会及び地区連合町内会
- (4) 第3条第1項第4号においては、共同住宅の集会所等を管理する組合

（補助の内容及び実施の範囲等）

第5条 市長は、補助対象の改修工事において補助対象者が行うエコリノベーション等工事に必要な建材・設備等のうち、実施要領の別表に掲げるもの（以下「補助対象建材・設備等」という。）の購入（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に対して、同表で定める各補助対象建材・設備等の補助金額の合計額を補助することができる。

2 前項の補助金額の合計額は、第3条第1項各号で定める改修工事に応じ、次の各号に定める金額を上限とする。

- (1) 第3条第1項第1号の改修工事
 - ア 住宅全体に対して改修工事を行った場合 一住戸あたり120万円
 - イ 住宅の日常生活空間に対して改修工事を行った場合 一住戸あたり100万円
- (2) 第3条第1項第2号の改修工事
 - ア 住宅全体に対して改修工事を行った場合 一住戸あたり80万円
 - イ 住宅の日常生活空間に対して改修工事を行った場合 一住戸あたり60万円
 - ウ 住宅の居室一室以上に対して改修工事を行った場合 一住戸あたり40万円
- (3) 第3条第1項第3号の改修工事を行った場合 一建築物あたり40万円
- (4) 第3条第1項第4号の改修工事を行った場合 一建築物あたり40万円

3 同一の補助対象者に行う補助は、同一年度内で10戸を限度とする。

4 同一の補助対象の住宅等（共同住宅においては一住戸）に行う補助は、改修工事の内容にかかわらず1回を限度とする。

5 市長は、本事業を実施する年度の予算の範囲内で本事業を行うものとし、当該年度ごとに、第6条に規定する補助金交付申請、第9条に規定する工事完了報告、第11条に規定する補助金の請求の提出期限等を定めることができる。

（補助金交付申請）

第6条 この要綱の適用を受けようとする補助対象者は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類（工事金額が100万円以上の場合は、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）から見積りを徴収するものとし、見積書の写しを含む。）を添えて市長に提出し、交付の決定を受けなければならない。

2 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査の上、適切であると認めた場合は、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による交付の決定を通知する場合において、必要があると認めたときは交付決定通知書に条件を付すことができる。

（申請の変更）

第7条 前条第2項の規定により、補助金交付の決定を受けた者が次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付予定額の増額または減額を伴う変更

(2) その他市長が必要と認める変更

2 市長は、前項の申請を受理したときは、変更申請内容を審査し、適切であると認める場合は、補助金交付変更決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取り止め）

第8条 第6条第2項及び第7条第2項の規定により、補助金交付の決定を受けた者が交付決定に係る工事を取り止めるときは、速やかに事業取止届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（工事完了報告）

第9条 第6条第2項及び第7条第2項の規定により、補助金交付の決定を受けた者は、交付決定に係る工事が完了したときは、工事完了実績報告書（第6号様式）に必要書類（工事に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し及び、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを含む。）を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に掲げる工事完了実績報告書を受理したときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは補助金の交付額を確定するものとする。

2 市長は前項の規定により、補助金額を確定した場合は、補助金額確定通知書（第7号様式）により申請者あて通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条第2項による通知を受理した者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 12 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
- (3) この要綱の規定若しくはこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき（やむを得ない事情があると市長が認めるときを除く。）又は第 15 条の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(第 9 号様式)により補助対象者に通知するものとする。

3 第 11 条に基づき補助金の交付を受けた補助対象者が、前項の規定により補助金交付決定取消通知を受けた場合は、市長の定める期限内に、補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

(普及啓発の実施協力)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、事業の普及啓発について市長の求める協力を行うものとする。

(暴力団の排除)

第 14 条 横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号)第 8 条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 法第 2 条第 2 号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するときは、当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする)を提供するものとする。

(指導、監督)

第 15 条 市長は、補助対象者に対し、事業の適正な施行を確保するため必要な措置について助言及び勧告等を行うことができる。

(実施の細目)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する。

横浜市長

申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
補助金交付申請書

横浜市住まいのエコリノベーション補助制度の適用を受けたいので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第6条第1項の規定に基づき、必要書類を添えて提出します。

申請する補助種別 (いずれかにレ点をつける)	<input type="checkbox"/> 住宅（賃貸住宅含む。）開口部及び浴室の断熱改修工事
	<input type="checkbox"/> 住宅全体を改修範囲とするもの
	<input type="checkbox"/> 日常生活空間を改修範囲とするもの
	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅の開口部の断熱改修工事
	<input type="checkbox"/> 住宅全体を改修範囲とするもの
	<input type="checkbox"/> 日常生活空間を改修範囲とするもの
	<input type="checkbox"/> 居室一室のみを改修範囲とするもの
<input type="checkbox"/> 自治会・町内会館の開口部の断熱改修工事	
<input type="checkbox"/> 共同住宅の集会所等の開口部の断熱改修工事	

建 物 名 称	
所 在 地	
工 事 着 手 予 定	年 月 日
工 事 完 了 予 定	年 月 日
耐 震 性 能	<input type="checkbox"/> 昭和56年6月1日以降の建築確認済 <input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前の建築確認だが、耐震性能を満たしている <input type="checkbox"/> 令和4年2月25日までに耐震改修工事予定
他補助金の利用	<input type="checkbox"/> 横浜市木造住宅耐震改修促進事業を利用する予定です。 <input type="checkbox"/> 横浜市自立分散型エネルギー設備設置費補助事業を利用する予定です。 <input type="checkbox"/> 横浜市自治会・町内会館整備費補助事業を利用する予定です。 <input type="checkbox"/> 上記を確認するため、関係事業の利用履歴・申請状況及び申請に係る書類等の内容を、関係事業の所管課と共有することに同意します。
工 事 内 容	<input type="checkbox"/> 既存開口部（窓・ドア）の断熱改修 <input type="checkbox"/> 既存床の断熱改修 <input type="checkbox"/> 既存外壁の断熱改修 <input type="checkbox"/> 既存屋根（天井）の断熱改修 <input type="checkbox"/> 浴室の断熱改修 <input type="checkbox"/> 断熱区画のための間仕切り等設置改修 <input type="checkbox"/> 省エネ・創エネ設備の導入（改修・新設） <input type="checkbox"/> HEMSの設置 <input type="checkbox"/> 既存住宅取得と合わせた改修
補助事業への同意	<input type="checkbox"/> 事業の実施にあたっては、省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱及び実施要領並びに横浜市補助金等の交付に関する規則を遵守します。

(一戸建ての住宅)

敷地面積	m ²	建築面積	m ²
延べ面積	m ²	構造	
階数	地上階/地下階		

(共同住宅等)

敷地面積	m ²	建築面積	m ²
延べ面積	m ²	構造	
階数	地上階/地下階	総住戸数	戸
エコリノベーション等工事をする住戸 (共同住宅等の場合は、部屋番号まで記載)			
床面積		階数	

(横浜市木造住宅耐震改修促進事業を利用する場合は、以下を記入)

改修前の断熱性能	床・外壁・屋根(天井)の断熱改修を行う場合で、改修後と同程度の省エネ性能の断熱材がすでに施工されている箇所 ※改修を行わない箇所は回答の必要なし。 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井)
----------	--

(添付図書)

- (1) 位置図
- (2) 補助申請額の内訳表
- (3) エコリノベーション等工事に係る見積書(エコリノベーション等工事に係る費用及び補助対象建材・設備等の内訳・仕様等が確認できるもの)
- (4) 補助対象とする建材・設備等を表示した関係図面(配置図、平面図、立面図、断面図等)
- (5) 日常生活空間の範囲を明示した関係図面(配置図、平面図、立面図、断面図等)
(第3条第1項第1号及び第2号の改修工事のうち、住宅の日常生活空間に対して改修工事を行う場合に限る。)
- (6) 改修する箇所の現況写真等(配置図、平面図等に撮影位置を図示すること)
- (7) 補助対象住宅の新築(増築)時の建築確認通知書(確認済証)の写し等
- (8) 省エネ住宅普及促進事業の普及啓発に係る同意書
- (9) エコリノベーション等工事に関して、総会の議決等による自治会・町内会及びマンション管理組合の意思決定の状況が確認できる議事録等の書類(第3条第1項第3号及び第4号の改修を行った場合に限る。)
- (10) 自治会・町内会及びマンション管理組合の規約(第3条第1項第3号及び第4号の改修を行った場合に限る。)
- (11) その他市長が必要と認める図書

※添付図書は、日本標準規格A列4とし、縮小、拡大する場合は、縮尺を記入すること。

様

横 浜 市 長 印

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
補助金交付決定通知書

年 月 日に提出されました横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度に係る補助金交付申請書の内容を審査した結果、適切であると認めましたので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第6条第2項に基づき通知します。

1 交付決定対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	
補 助 金 交 付 予 定 額	円

2 条件等

- (1) この補助金の対象となる事業は、補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- (2) この交付申請の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更申請書（第3号様式）に必要書類を添えて市長に提出し、変更交付決定を受けなければならない。
- (3) この事業を取りやめるときは、事業取止届（第5号様式）を市長に提出するものとする。
- (4) 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第12条に規定する行為があったときは、この交付決定を取り消すものとする。

横浜市長

申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住所

氏名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電話（ ）

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
補助金交付変更申請書

年 月 日 第 号で交付決定の通知を受けた標記事業については、次のとおり交付申請の内容を変更したいので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第7条第1項の規定により、必要書類及び図書を添えて申請します。

建物名称	
所在地	
交付決定 通知番号	年 月 日 第 号
変更内容	
変更理由	

（添付書類）

- ・関係書類及び図書（別紙のとおり）

※添付図書等は、変更に係る部分のみ添付し、当該部分を図示すること。

※添付図書は、日本標準規格A列4とし、縮小、拡大する場合は、縮尺を記入すること。

様

横 浜 市 長 印

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
補助金交付変更決定通知書

年 月 日に提出されました横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度に係る補助金交付変更申請書の内容を審査した結果、適切であると認めましたので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第7条第2項に基づき通知します。

1 交付決定対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	
変更後の補助金 交付予定額	円

2 変更決定の条件等

変更決定の対象となる部分は、補助金交付変更申請書に記載のとおりとする。

横浜市長

届出者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
事業取止届

事業の取り止めをしたいので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

建 物 名 称	
所 在 地	
交 付 決 定 （ 変 更 決 定 ） 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号
取り止めの理由	

（添付書類）

- ・ 交付決定（変更決定）通知書の写し

横浜市長

報告・申請者（所有者・区分所有者等）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
工事完了実績報告書

横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱に基づき、交付決定を受けたエコリノベーション等工事が完了したので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

建 物 名 称	
所 在 地	
交 付 決 定 （ 変 更 決 定 ） 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
事 業 対 象 工 事 費	円
補 助 金 交 付 予 定 額	円

（添付書類）

- （1）工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- （2）工事完了後の完成写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- （3）工事請負契約書及び領収書の写し（自らエコリノベーション等工事を実施する場合は、補助対象建材・設備等を購入した際の領収書の写し）
- （4）その他市長が必要と定める書類

※（1）及び（2）の写真は、現況写真と比較できるように同じ撮影位置とすること。

第 号
年 月 日

様

横 浜 市 長 印

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
補助金額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定（変更決定）した横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度補助金については、先に提出された工事完了報告書を審査の結果、次のとおり決定したので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第10条の規定により通知します。

1 補助金交付対象建築物

建 物 名 称	
所 在 地	

2 確定補助金額

円



年 月 日

横浜市長

請 求 者 (所有者・区分所有者等)

〒

住 所

氏 名 (法人である場合は法人名及び代表者氏名)

印

電 話 ()

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション (省エネ改修) 補助制度
補助金交付請求書

横浜市住まいのエコリノベーション (省エネ改修) 補助制度要綱第11条の規定により、
補助金を次のとおり請求します。

建 物 名 称		
所 在 地		
補 助 金 額 確 定 通 知 番 号	年 月 日	第 号
補 助 金 請 求 額	円	
振 込 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行 支店
	口 座 番 号	普 通 ・ 当 座
	フリガナ	
	口座名義人	

第 号
年 月 日

様

横浜市 市長 印

省エネ住宅普及促進事業 横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度
補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定（変更決定）した横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度の補助金については、補助金の交付決定を取り消すことと決定しましたので、横浜市住まいのエコリノベーション（省エネ改修）補助制度要綱第12条第2項の規定により通知します。

1 補助金交付決定取消対象住宅

住 宅 名 称	
所 在 地	

2 取消しの理由

--